

遺産承継業務はこう考える！

静岡県司法書士会 古橋 清二

【この講義の目的】

どこからも足をすくわれぬ、安心して取り組むことができる遺産承継業務の提唱
するために、精緻な理論構成の積上げを目的とする。

和歌山訴訟を教訓に「外部からどう評価されるか」の視点を重視し、司法書士にと
って「都合のよい」解釈は、あえて切り捨てる。



懲戒処分書

事務所
司法書士



上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

平成28年11月1日から業務停止1週間に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

被処分者海老原幸夫（以下「被処分者」という。）は、昭和81年2月5日付け浦和第〇号をもって司法書士の登録を受け、平成16年9月1日、認定番号第〇号をもって簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を受け、上記両書地において司法書士業務に従事している者であるが、平成25年1月〇日、共同相続人のうちの一人から司法書士法施行規則（以下「規則」という。）第31条第1号及び第2号により遺産分割協議に関する代理行為を受任したとする通知書を同年3月〇日付けで共同相続人のうちの一人である依頼者の兄の代理人弁護士に送付し、依頼者が被相続人の生前の預金を無断使用したとして、他の共同相続人から相続財産に返還することを求められた際に、依頼者が同弁護士に預託していた600万円の返還を求めるとともに、依頼者の寄与分を主張するなどの遺産分割協議案を同弁護士及び他の共同相続人に提案するなどしたほか、同年4月〇日付けで当該600万円の返還を催促するなどの内容の通知書を同弁護士に送付したものである。

第2 処分の理由

- 第1の事実は、当局及び埼玉司法書士会の調査等から明らかである。
- 共同相続人の一部から遺産分割協議に関する業務を受任することは、管財人等の地位に就いて他人の財産の管理・処分又はその代理をすることにはならない上、後見人等の地位に就いて他人の法律行為の代理等を行うことにもならず、司法書士法（以下「法」という。）第29条に規定する規則第31条第1号又は第2号に該当する業務ということではできず、被処分者が委任者から報酬を得ていたこともあり、被処分者において意図的に非弁活動をしようとしたものでなかったとしても、被処分者の不注意によって結果として、弁護士法第72条に抵触るものであって、法第3条（業務）、法第23条（会則の遵守義務）、埼玉司法書士会会則（以下「会則」という。）第81条（品位の保持等）及び会則第100条（会則等の遵守義務）に反し、ひいては法第2条（職責）に違反するものである。
- 被処分者は、上記通知書を送付した以外には、他の共同相続人と具体的に遺産分割協議を行ってはおらず、弁護士法第72条に違反すると〇弁護士会から警告された時点で直ちに依頼者の代理人を辞任し、依頼者及び他の相続人に経済的損失は発生させないなど、斟酌すべき事情が認められるものの、被処分者は、当局の調査において、独自の見解を主張し、自己の正当性を主張することに終始し、いたづらに弁護士との職域について争う姿勢を示すなど、全く反省する様子が認められない。

よって、これら一切の事情を考慮し、法第47条第2号の規定により、主文のとおり処分する。

平成28年11月1日 さいたま地方務局長

資料 2 の 2

- Point 1 遺産承継業務を、①「調査」②「分割」③「執行」の3段階に切り分ける
 2 司法書士は、①「調査」③「執行」の依頼を受けられる
 3 ①も③も、それを必要とする相続人だけから委任を受ければ足りる
 4 ①も③も、いわゆる規則 31 条業務に該当しない
 5 遺産の管理上、支障が生じるケースでは、民法 918 条 2 項を活用する

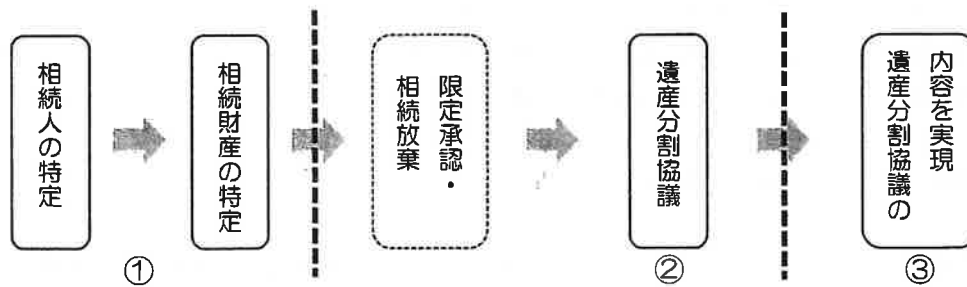
第 1 司法書士の業務を考える

本 体 業 務	法 3 条業務	附 帯 業 務		他法による制限
		規 則 31 条業務	一 般 受 託 業 務	
付 随 業 務				

- 司法書士法には「司法書士が行うことのできる業務」が書かれているのではない。
「司法書士でなければ行うことができない業務」が書かれている。
- 司法書士法に書かれていない業務であっても、誰でもできる業務を司法書士として行うことは当然に可能である。
例> ・会社の印鑑証明書の取寄せ
・遺言の証人 ⇒ 一般受託業務 と定義
・法定相続情報証明の交付申請
- 附帯業務とは・・・
附帯業務とは、本来的業務と関連しているが本来的業務とは別に独立しているものをいう。
司法書士法の附帯業務とは「法 3 条業務以外の業務で他法の制限を受けないもの」という意味であると考えられる（職業選択の自由、営業の自由）。
よって、司法書士は法 3 条業務以外の業務であっても、他法で制限されない業務であれば行うことができる。
- 附帯業務は、規則 31 条業務に限定されない！
附帯業務は、規則 31 条業務と一般受託業務に分かれる。
- 付随業務とは・・・
付随業務とは、ある特定の業務について（仮に本体業務という）付随する業務を行うことをいう。他法で制限されている業務であっても、付随業務に該当する場合は受任可能。
住宅用家屋証明書の交付申請、抵当証券の登記申請に付随して抵当証券を発行し管理する業務、成年後見人が遺産分割協議書を作成する業務など、本体業務（法 3 条業務、規則 31 条業務、一般受託業務のいずれも可）を本体業務とする付随業務として行うことができる。

第2 遺産承継業務の考え方

■ 遺産承継業務とは



1 遺産承継業務

ある者につき開始した相続に関し、その相続人から委託を受け、相続人に代わって次の行為を行うこと。遺産承継業務も一般受託業務のひとつとして、司法書士業務となり得る！

(1) 相続人及び相続財産の調査特定（「調査業務」という）・・・ 上図①

- ▣ 被相続人の死亡時における権利関係に確定作業。

相続人全員にとって遺産分割協議を進めるための共通の準備行為。

例> ・ 遺言公正証書作成の有無の検索

・ 自筆証書遺言の検認の申立て

・ 戸籍謄本、住民票等公的書類の取得【後掲 FAQ 第 1-5】

・ 固定資産評価証明書、名寄帳の写し等公的書類の取得

・ 金融機関の預金口座残高証明書の取得【後掲 FAQ 第 1-4】

・ 被相続人の信用情報開示請求、債権者に対する取引履歴開示請求、これらの受領

【後掲 FAQ 第 1-7】

・ 法定相続情報証明の交付申請、相続関係説明図の作成

・ 相続財産目録の調製 ほか

(2) 遺産分割協議・・・司法書士は遺産分割調停申立書作成の場面のみ受任可能

【詳細は後述】

(3) 相続人間で成立した遺産分割協議の内容の実現（「執行業務」という）・・・ 上図③

- ▣ 遺産分割協議によって相続人間に形成された合意に基づき生じた債務の履行行為。

例> ・ 遺産分割協議書の作成

・ 相続財産の名義変更、換価・換金手続

（相続登記、預貯金の解約・払戻し、有価証券の名義変更など）

・ 負債、代償金の支払い ほか

2 遺産承継業務の委任者と利益相反

- 調査業務も執行業務も、それぞれが独立の業務
- 調査業務だけの受任、執行業務だけの受任も業務

- 理論的には、報酬請求権も別途発生する（現実に一括請求するか否かは別問題）
- 調査業務も執行業務も、相続人全員から委任を受ける必要はない
司法書士に業務を委任したいと考える相続人だけからの委任で可能
- 複数相続人からの調査業務の受任も可【後掲 FAQ 第 4-1】
- 複数相続人からの執行業務の受任も可【後掲 FAQ 第 4-2】
- 紛争が顕在化した場合の対応【後掲 FAQ 第 4-3 ~ -5】

— 相続登記の場面に置き換えて整理してみよう！ —

【被】 A	【遺産】 ① B・Cが居住する住宅とその敷地
【相続人】 B（妻）	② 市内に賃貸用マンション
C（長男， Bと同居）	③ 隣接市に賃貸用マンション
D（二男， 市内在住）	
E（長女， 隣接市に嫁ぐ）	

- ◆ B・C 2名から不動産調査、相続人調査の依頼【調査業務】を受けたX司法書士は、他の相続人D・Eの依頼がないことを理由にA・Bの依頼を断るだろうか？
- ◆ X司法書士は、B・C 2名からの依頼であることを理由に調査業務の受任を断るだろうか？
- ◆ 遺産分割協議の結果、①を相続することになったCから相続登記の依頼【執行業務】を受けたX司法書士は、他の相続人B・D・Eの依頼がないことを理由にCの依頼を断るだろうか？
- ◆ ②を相続することになったDから相続登記の依頼【執行業務】を受けたX司法書士は、Dが調査業務の委任者でないことを理由にDの依頼を断るだろうか？
- ◆ ③を相続することになったEは、近隣の知人Y司法書士に相続登記を依頼した。Y司法書士は、自ら受任した調査業務に基づく登記申請委任でないことを理由にEの依頼を断るだろうか？

答えはいずれも明白！ 不動産が預金に変わっても、結論は何ら変わるものではない！！

3 遺産承継業務は本当に規則31条業務なのか？

※ 遺産分割協議への関与は、代理・調整型関与その他いずれの形式による場合も司法書士が受任することはできないとする立場であるから、本項では、調査業務・執行業務のそれぞれが、規則31条1号または同条2号に該当するの否かを検証する。

(1) 31条1号業務

当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務